

登米市地域おこし協力隊活動支援業務 プロポーザル募集要領

1 業務の名称

登米市地域おこし協力隊活動支援業務

2 業務の内容等

(1) 業務の内容

「登米市地域おこし協力隊活動支援業務仕様書」のとおり

(2) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 業務委託上限額

1,481,000 円（税抜）

3 参加資格

本業務のプロポーザル参加者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。なお、共同企業体として参加する場合は、共同企業体構成員の全員が次に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1) 法人格を有していること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び同条第2項に該当しないこと。

(3) 登米市指名停止基準（平成20年3月27日告示第69号）に基づく指名停止措置を契約予定日までの間、受けていない者であること。

(4) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(5) 登米市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年登米市告示第227号）第3条に掲げる措置要件に該当しないこと。

(6) 指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。

(8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするもの又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある法人でないこと。

(9) 当該委託業務に類似する業務を1年以上営んでおり、国や自治体における業務実績があること、又は、地域おこし協力隊としての活動実績があること。

4 スケジュール

本業務に係るスケジュールは、以下のとおり。

内容	時期
公募開始	令和8年2月12日（木）
質問書提出期限	令和8年2月18日（水）
質問書への回答期限	令和8年2月20日（金）
企画提案書類提出期限	令和8年3月6日（金）
参加資格審査、結果通知	令和8年3月9日（月）
審査委員会（プレゼンテーション）	令和8年3月13日（金） 予定
結果通知	令和8年3月16日（月） 予定
契約候補者との協議	令和8年3月19日（木） 予定
契約締結	令和8年3月25日（水） 予定
業務開始	令和8年4月1日（水）

5 応募方法

下記により企画提案の応募を受け付ける。

(1) 提出書類【正本1部、副本6部】

企画提案書類

- ① プロポーザル参加希望書（様式1）
- ② 企業・法人の概要（様式2）
 - ※従業員の総人数は、令和7年4月1日時点の単体の人数を記載すること。
- ③ 同種又は類似業務の実績（様式3）
- ④ 誓約書（様式4）
- ⑤ 会社概要や業務概要を記したパンフレット
- ⑥ 直近3年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）
- ⑦ 定款の写し（最新のもの）
- ⑧ 登記事項証明書の写し
- ⑨ 納税証明書（企画提案書類の受付日前3ヶ月以内に発行された国、県及び市税に滞納がないことの証明書で、申請時発行可能な直近の年度のもの。）
- ⑩ 登米市地域おこし協力隊活動支援業務企画提案書（様式5）
 - （様式は自由、文字サイズ11ポイント以上、表紙・目次を含まずにページ番号を付けること。ページの上限は30ページで、基本はA4版（片面）で1ページとし、両面印刷で作成するものとするが、A3版（片面）の場合は2ページ（両面の場合4ページ）としてカウントする。）
 - ※副本は、応募者名（企業名、応募者が特定される名称等を含む。）を空欄又は黒色で塗りつぶしすること。
 - ※仕様書及び評価基準に沿った内容とし、具体的に作成すること。
- ⑪ 実施体制（任意様式）
 - ※業務体制図には、スタッフの配置、担当内容や専門性、通常の勤務地及び連絡体制を具体的に示すこと。

※資格等が必要な場合は証明書の写しを添付すること。

⑫ 見積書（様式6）

※経費積算表を添付すること（任意様式）。

⑬ 共同企業体協定書（共同様式1） ※共同企業体のみ

⑭ 委任状（共同様式2） ※共同企業体のみ

(2) 提出先

登米市まちづくり推進部まちづくり推進課

〒987-0511 宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1

TEL：0220-23-7331（直通） FAX：0220-22-9164

電子メール：tome-life@city.tome.miyagi.jp

(3) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は市役所開庁日の9時～17時の間のみ受け付ける。

※郵送の場合は簡易書留等の配達記録が残るもので送付し、提出期限までに必着すること。

(4) 提出期限

令和8年3月6日（金）17時までに必着

(5) 参加資格審査結果通知

参加資格審査の完了後、参加申込書を提出した全ての者に対して、参加資格審査結果通知書（様式7）により、以下の方法で通知する。

①通知日

令和8年3月9日（月）

②通知方法

電子メールにて送付

(6) その他の留意事項

ア 本プロポーザルに係る書類の作成に関する費用は、事業者の負担とする。

イ 提出された書類は、本プロポーザルに係る業務に使用する場合に限り、必要に応じて複写する場合がある。

ウ 書類の提出期限後において、書類の追加・修正・変更は認めないものとする。

ただし、審査に必要と認められる場合は、資料の追加提出を求めることがある。

エ 提出された書類は、審査の結果に関わらず一切返却しない。

オ 提出された書類は、他事業者に提供しない。

カ 提出された書類については、提案者の承諾なしに他に利用することはない。

6 応募に係る質問について

応募に係る質問がある場合は、質問書（様式8）を提出すること。

(1) 提出方法

電子メール（[tome-life@city.tome.miyagi.jp宛て](mailto:tome-life@city.tome.miyagi.jp)）

※電子メール以外による質問は受け付けないものとする。

- (2) 提出期限
令和8年2月18日(水) 15時までに必着
- (3) 質問への回答方法
登米市ホームページにて公表を行う予定である。
- (4) 質問への回答期限
令和8年2月20日(金)

7 契約候補者の選定に係る審査の実施について

(1) 選考方法

本プロポーザルの実施にあたっては、提出された書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を厳正に行った上で、契約候補者及び次点者を選定する。

本プロポーザルの審査は、別に定める「登米市地域おこし協力隊活動支援業務公募型プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において実施する。

評価項目		配点
企画提案書 (事業計画等)	隊員のスキルアップ研修について、起業に必要な知識や準備などが充実し、起業家育成に資する内容となっているか。	10
	隊員の相談対応について、提案者の知識、経験及びノウハウを活かした工夫がなされ、かつ日々の活動や生活に関して親身な対応となっているか。	15
	起業及び就業に関する情報提供や相談対応について、提案者が有する知識、経験、ネットワーク等を活かした内容となっているか。	15
	隊員の活動内容について、市民等に対し広く周知することができるものか。また、隊員の活動が市民等に受け入れられるように工夫されているか。	10
	仕様書に記載のない、事業者のノウハウや知識・経験を活かした独自提案や、本市にとってメリットの大きな追加提案があるか。	5
業務執行	人員が確保されており、安定的に業務を遂行できる体制が整っているか。	5
	同種又は類似業務で必要な知識、経験及びノウハウの活用を期待できるか。	10
	業務遂行のための経営基盤を有しているか。	10
経費見積	配点×(最も低い見積額÷当該参加者の見積額)	20
合計		100

(2) 審査（プレゼンテーション）の実施について

①日時：令和8年3月13日（金）予定

②場所：登米市役所 迫庁舎

③内容

- ・時間：準備5分、説明20分、質疑応答10分、片付け5分を予定
- ・プレゼンテーションの順番は、企画提案書類の受付順とし、指定時間の10分前までに待機すること。指定したプレゼンテーションの審査開始時間に遅れた場合、又は欠席した場合は失格とする。
- ・プレゼンテーションに使用するパソコン及びプロジェクター、スクリーンは本市が用意するが、各参加者が持参することも可とし、その場合は事前に担当者の承諾を得ること。
- ・実施時間は、参加資格確認結果通知後、該当する事業者別に別途通知する。
- ・プレゼンテーションに参加できる者は3名までとする。
- ・各審査委員の総得点の合計を審査委員数で除した平均点（以下「評価点」という。）が高い順に、契約候補者と次点者を決定する。
- ・評価点が最も高い者が複数存在する場合は、はじめに「企画提案書（事業計画等）」の平均点が高い順とし、次いで「業務遂行」の平均点の高い順、次いで「経費見積」の採点の高い順とする。
- ・上記方法によっても契約候補者を選定できない場合は、審査委員の多数決をもって契約候補者を決定する。なお、同数の場合は、「くじ」により決定する。
- ・評価点が60点未満の場合は、契約候補者となり得ない。
- ・参加者が1者の場合でも審査を行い評価点が60点以上の場合は、契約候補者とする。

(3) 審査結果

①審査結果は、審査（プレゼンテーション）の参加者にプロポーザル審査結果通知書（様式9）により、電子メールで通知する。

②審査の経緯については公表しない。

③審査結果に対する異議申し立ては、一切受け付けない。なお、契約候補者に選定されなかった参加者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に担当課へ説明を求めることができる。

(4) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ①提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ②誤字、脱字等により必要事項が確認できない場合
- ③提出書類に虚偽の内容が記載された場合
- ④審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤本要領に違反すると認められる場合
- ⑥2（3）の提案上限を超えている場合

8 契約等

(1) 優先交渉権について

- ①プレゼンテーション及びヒアリングにおいて契約候補者に選定された者に対して、本業務の契約に係る優先交渉権が与えられる。
- ②優先交渉権が与えられた者（以下「優先交渉権者」という。）が提出した見積金額を上限として見積合わせを行い、契約書の取り交わしをもって契約の成立とする。
- ③優先交渉権者と契約が不調になった場合は、次点者である契約候補者を優先交渉権者とする。

(2) 契約手続きについて

登米市契約規則（平成17年登米市規則第41号）に定める随意契約の手続きにより、優先交渉権者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において契約を締結する。

(3) 仕様書について

契約時における仕様書は、本市と優先交渉権者との協議により、必要に応じて変更することがある。

9 留意点

- (1) 応募及び参加に関する費用は、すべて事業者の負担とする。
- (2) 公正な審査を妨害する恐れのある、全ての行為を禁止する。
- (3) 本募集に伴い知り得た情報等は、本企画提案公募に係ることのみに使用し、それ以外の目的に使用することはできない。
- (4) 参加申込書を提出した者が辞退する場合は、参加辞退届（様式10）を持参又は郵送にて提出すること。

10 問い合わせ先

登米市まちづくり推進部

まちづくり推進課ふるさと定住係

TEL：0220-23-7331 FAX：0220-22-9164

電子メール：tome-life@city.tome.miyagi.jp